

学童クラブにおける利用者負担について

(平成29年 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)の実施状況調査(毎年5月1日時点))

○学童クラブの利用者負担については、現行、「事業を実施するために必要な経費の一部を保護者から徴収することができる」とされており、利用料徴収を実施している市町村数は1,418市町村(クラブ実施市町村数の約9割)。

○学童クラブに係る利用者負担については、月額4,000円～6,000円に最も多く分布している。

○利用料を徴収している市町村の多くが利用料の減免措置を実施している。(減免措置実施市町村数：1,199市町村)

○一定水準以上の所得のある世帯等に対して利用料の加算を行っている市町村等がある。(加算実施市町村数：63市町村)

<市町村に対する調査>

1. 利用料徴収・減免の有無

	平成29年	
利用料の徴収を行っている	1,418	(87.6%)
利用料の減免を行っている	1,199	[84.6%]

注1：()内はクラブ実施市町村数(29年1,619)に対する割合である。

注2：[]内は利用料の徴収を行っている市町村数(29年1,418)に対する割合である。

2. 利用料減免の対象(複数回答)

利用料減免の対象	平成29年	
生活保護受給世帯	893 (55.2%)	[74.5%]
市町村民税非課税世帯	438 (27.1%)	[36.5%]
所得税非課税・市町村民税課税世帯	122 (7.5%)	[10.2%]
就学援助受給世帯	301 (18.6%)	[25.1%]
ひとり親世帯	409 (25.3%)	[34.1%]
兄弟姉妹利用世帯	664 (41.0%)	[55.4%]
その他市町村が定める場合	465 (28.7%)	[38.8%]
その他クラブが定める場合	92 (5.7%)	[]

注1：()内はクラブ実施市町村数(29年1,619)に対する割合である。

注2：[]内は利用料の減免を行っている市町村数(29年1,199)に対する割合である。

3. 所得額による利用料加算の有無

利用料の加算	平成29年	
一定水準以上の所得のある世帯等について、利用料の加算を行っている	63	(3.9%)

注：()内はクラブ実施市町村数(29年：1,619)に対する割合である。

<クラブに対する調査>

1. 利用料徴収の有無

	平成29年	
利用料の徴収を行っている	20,736	(84.4%)

注：()内は全クラブ数(29年：24,573)に対する割合である。

2. 平均月額利用料金の状況

利用料の月額	平成29年	
2,000円未満	537	(2.6%)
2,000～4,000円未満	4,034	(19.5%)
4,000～6,000円未満	5,832	(28.1%)
6,000～8,000円未満	4,688	(22.6%)
8,000～10,000円未満	2,676	(12.9%)
10,000～12,000円未満	1,566	(7.6%)
12,000～14,000円未満	514	(2.5%)
14,000～16,000円未満	334	(1.6%)
16,000円以上	555	(2.7%)
計	20,736	(100.0%)

注：()内は学童クラブで利用料の徴収を行っている

クラブ数(29年：20,736)に対する割合である。

3. 利用料の減免の有無

	平成29年	
利用料の減免を行っている	17,016	(82.1%)

注：()内は学童クラブで利用料の徴収を行っている

クラブ数(29年：20,736)に対する割合である。